

発議案第 2 号

中川幹太市長に対する不信任決議について

地方自治法第 1 7 8 条第 1 項の規定により、中川幹太市長に対する不信任議決をされるよう別紙のとおり決議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

提出者	上越市議会議員	上 野 公 悦
賛成者	同	平良木 哲 也
同	同	橋 爪 法 一

中川幹太市長に対する不信任決議

中川幹太市長は市長就任以来、公約プロジェクトと称して、いくつかの政策を進めてきた。その中には、市民の暮らしを直接支援する施策もあり、一部に積極的評価をする声もある。

しかし、それらいくつかの積極的な施策の実行そのものが、果たして本心からのものであるのかを疑わせる不適切な発言を繰り返してきた。

その最初の典型の一つが、「直江津には商店街がない」などの一連の発言であるが、その後も何ら反省の姿勢が見られず、2023年7月には市内の2校の私学について愚弄するような発言を行い、市民の間で大きな問題となり、同校に謝罪に赴くという事態に至った。

ところが、その後も何ら行動の刷新が見られず、2024年6月議会では、同様に学歴で人を差別するような発言を行った。

これらの件は、市長として市政に責任を負う立場でありながら、市民に対して歪んだものの見方をするという、市長としての資質が決定的に欠けていることを示していると言わざるを得ない事態であった。同時に市民の信頼を自ら容赦無く踏みにじる行為でもあった。

この件では、議会としてもそれまで繰り返されてきた不適切発言と行動刷新の不十分さを問題視し、辞職勧告決議を圧倒的多数の賛成で議決したほか、9月議会では否決されたとはいうものの、不信任案が上程された。

中川幹太市長はこれらのことを受けて、深く反省しその教訓をその後に活かすというようなことを約束するなど、市民の信頼を取り戻すかのような態度を示した。

しかし、それらは結局単なるそぶりに過ぎなかった事態が、本年7月に発生した。

兵庫県三田市のコメにまつわる今回の不適切発言は、当市内にとどまらず他市の市民や農業者を愚弄する発言であり、全国的にも大きな問題となっているが、より重大な問題は、全国的な問題であるということよりも、これまでの不適切な発言を行ったことに関して本質的な反省や行動の刷新が全くなかったということである。つまり、物事に対して歪んだ見方をしていること、発言に関係する相手方の人権や人間的価値を尊重するという人間として最低限必要な態度が身についていないこと、自らの発言の影響力を顧みず発言における慎重さが体得できていないことが、依然

として中川幹太市長の本質であると言わざるを得ないことである。

なおかつ、その後の議会からの辞職を勧告する申し入れに対しても、その主旨に対して回答をはぐらかし、最後まで市長の地位に固執する姿勢をとっている。

以上のことは、中川幹太市長は市政に責任を負う市長としての資質には決定的に欠けることを示している。

したがって、上越市議会は中川幹太市長を信任できない。

以上、決議する。

令和7年9月26日

上 越 市 議 会